

平成29年第2回広尾町議会定例会 第1号

平成29年6月8日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 会期の決定について
- 4 総務常任委員会報告
- 5 産業常任委員会報告
- 6 行政報告
- 7 報告第 3号 継続費繰越計算書について
- 8 報告第 4号 繰越明許費繰越計算書について
- 9 報告第 5号 株式会社広尾産業流通振興公社の経営状況について
- 10 報告第 6号 専決処分の報告について
- 11 報告第 7号 専決処分の報告について
- 12 請願第 1号 「本通公園」の名称を「丸山公園」へ復元を求める請願について
- 13 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 14 同意第 1号 広尾町農業委員会委員の任命について
- 15 同意第 2号 広尾町農業委員会委員の任命について
- 16 同意第 3号 広尾町農業委員会委員の任命について
- 17 同意第 4号 広尾町農業委員会委員の任命について
- 18 同意第 5号 広尾町農業委員会委員の任命について
- 19 同意第 6号 広尾町農業委員会委員の任命について
- 20 同意第 7号 広尾町農業委員会委員の任命について
- 21 同意第 8号 広尾町農業委員会委員の任命について
- 22 同意第 9号 広尾町農業委員会委員の任命について
- 23 同意第10号 広尾町農業委員会委員の任命について
- 24 同意第11号 広尾町農業委員会委員の任命について
- 25 議案第31号 工事請負契約の締結について
- 26 議案第32号 広尾町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 27 議案第33号 広尾町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 28 議案第34号 広尾町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 29 議案第35号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 30 議案第36号 広尾町保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制

定について

- 3 1 議案第 3 7 号 広尾町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について
3 2 議案第 3 8 号 十勝環境複合事務組合理約の変更について
3 3 議案第 3 9 号 十勝環境複合事務組合の解散について
3 4 議案第 4 0 号 十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分について
3 5 議案第 4 1 号 十勝圏複合事務組合理約の変更について
3 6 議案第 4 2 号 広尾町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
3 7 議案第 4 3 号 平成 2 9 年度広尾町一般会計補正予算（第 2 号）について
3 8 議案第 4 4 号 平成 2 9 年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第 1 号）について
3 9 議案題 4 5 号 平成 2 9 年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
4 0 議案第 4 6 号 平成 2 9 年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
4 1 議案第 4 7 号 平成 2 9 年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）について
4 2 議案第 4 8 号 平成 2 9 年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
4 3 議案第 4 9 号 平成 2 9 年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）について
4 4 議案第 5 0 号 平成 2 9 年度広尾町水道事業会計補正予算（第 1 号）について

○出席議員（13名）

1 番	浜 野 隆	2 番	萬亀山 ちず子
3 番	北 藤 利 通	4 番	前 崎 茂
5 番	志 村 國 昭	6 番	山 谷 照 夫
7 番	星 加 廣 保	8 番	渡 辺 富久馬
9 番	小 田 英 勝	1 0 番	小 田 雅 二
1 1 番	旗 手 恵 子	1 2 番	浜 頭 勝
1 3 番	堀 田 成 郎		

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	村 瀬	優
副 町	長	田 中	靖 章
会 計 管 理 者		道	淳 一
兼 出 納 室 長		道	淳 一
総 務 課 長		白 石	晃 基
総 務 課 参 事		松 田	哲 典

学校給食センター所長	山	岸	達	也
ひろお幼稚園長	道		尚	子
社会教育課長	保	志		悟
兼海洋博物館長	保	志		悟
社会教育課長補佐	浜	頭		力
図書館長	奥	村	京	子

〈選挙管理委員会〉

委員長	宮	脇	昭	道
併書記	白	石	晃	基

〈監査委員〉

代表監査委員	大	林		忠
併書記	菅	原	康	博

〈公平委員会〉

委員長	木	下	利	夫
併書記	白	石	晃	基

〈農業委員会〉

会長	新	海	敏	春
事務局長	早	川		修

○出席事務局職員

事務局長	菅	原	康	博
総務係長	鎌	田		慎
総務係主事	林		菜々	美

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

1、議長（堀田） ただいまから、平成29年第2回広尾町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、志村國昭議員、10番、小田^{おだ}雅二議員を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

1、議長（堀田） 日程第2、諸般の報告を行います。

6月1日に議会運営委員会が開催され、報告書はお手元に配付しておりますので、委員会報告は省略します。

次に、議会の動向ですが、各自お手元に配付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、本定例会に町長から報告5件、承認1件、同意11件、議案20件を受理しております。ほかに意見書案4件を受理しております。

次に、説明員の出席につきましては、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申し出のあった関係者の出席を求めています。

次に、監査委員より平成29年2月から4月までの例月出納検査の報告があり、報告書は各自お手元に配付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

また、一部事務組合議会の報告につきましても、配付しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

一般質問は4人の議員から通告があり、6月9日に行います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定について

1、議長（堀田） 日程第3、会期の決定についてを議題とします。

この件は、さきに議会運営委員会が開催され、審査結果につきましては配付した報告書のとおりであります。本件に対する委員会の報告は、本日8日から6月12日までの5日間とするものです。

お諮りします。委員会の報告のとおり会期は本日8日から12日までの5日間にしたいと思います。が、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日 8 日から 6 月 12 日までの 5 日間とすることに決しました。

◎日程第 4 総務常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第 4、総務常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は各自お手元に配付しております。

ここで、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、旗手恵子議員、報告願います。

1、総務常任委員会委員長（旗手） 平成 29 年第 1 回定例会で承認を得た所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第 77 条の規定により報告をいたします。

1、委員会の開催状況。

開催日は、平成 29 年 5 月 9 日火曜日です。

開催場所は、議事堂議員控室です。

（3）の出席委員等から（6）までは省略をさせていただきます。

調査の内容です。

後期高齢者医療制度の概要等について。

後期高齢者医療制度は、平成 18 年度に決定された医療改革の一つの柱である「超高齢化社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現」を実施するため、平成 20 年度より開始され、従来の制度から現役世代と高齢者世代の不公平をなくし、世代間を通じた負担が明確な制度として創設されました。

日本の平均寿命は、平成 25 年で男性が約 80 歳、女性が約 87 歳。健康寿命が男性で 72 歳、女性で 78 歳となっている。今後も平均寿命は延びると見込まれ、2060 年には、男性が約 84.7 歳、女性が約 91.1 歳と見込まれている。

これは、日本の高い保健医療水準、国民皆保険制度に支えられてきたことによるものと思われる。

今後、高齢化が進み、医療費が増えていく中で、国民皆保険をいかにして継続可能なものとしていくか、若い世代と高齢者世代でその費用をいかに公平に分担するかが課題となっています。

後期高齢者医療制度の仕組みですが、費用負担は公費が約 5 割、支援金が約 4 割、保険料約 1 割となっています。

運営主体は、各都道府県の後期高齢者医療広域連合です。

被保険者は、広域連合の区域内に住所を有する 75 歳以上の人、広域連合の区域内に住所を有する 65 歳以上で一定の障がいのある人となっています。

次に、後期高齢者医療制度の財政の概要です。

平成 28 年度予算案の内容ですが、公費負担が約 5 割の内訳は、国が 24 %、都道府県が 8 %、市町村が 8 % の定率、国からの財政調整交付金が 8 % となっています。

調整交付金は、広域連合間の所得格差による財政力不均衡を調整するために交付される普通調整交付金と災害その他の事情を考慮して交付する特別調整交付金から成っています。

後期高齢者支援金は、協会けんぽ、健保組合、共済組合、市町村国保等、現役世代からの支援金で42％となっています。

保険料は、約10％ですが、軽減措置等で実質約7％程度となっており、約3％相当は、保険基盤安定制度等の公費負担分となっています。

国の平成28年度予算案では、医療給付費等総額15兆円。財政調整交付金、保険基盤安定制度、財政安定化基金、高額医療費に対する支援、特別高額医療費共同事業などによる財政支援があります。

次に、保険料の特例軽減措置です。

平成29年度から段階的に縮小され、本則に戻すこととなりましたが、急激な負担増とならないよう激変緩和措置を講ずるため、低所得者に係る9割軽減、8.5割軽減については当面維持されることとなりました。

医療費の自己負担ですが、一般・低所得者（75歳以上）の方は1割負担となっています。ただし、現役並み所得の方は3割負担となります。

低所得者は住民税非課税世帯の方。現役並み所得に区分される方は、年収が約370万円以上、住民税の課税所得が145万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者。それ以外の方が一般に区分されています。

高額療養費制度ですが、自己負担額が同一月・同一医療機関において自己負担限度額を超えた場合、超えた分は高額療養費として現物給付され、自己負担限度額を超える窓口負担はありません。

高額療養費は原則として現物給付となっていますが、同一月に複数の医療機関において医療給付を受けた場合は、合算して自己負担限度額を超えたときにその差額が高額療養費として支給されます。

広域連合から申請案内があり、1度申請すると、その後に発生した高額療養費については、自動的に申請した口座へ振り込まれることとなっています。

次の表につきましては、ごらんいただきたいと思います。

次に、高額介護合算療養費制度です。

1年間の医療保険と介護保険における自己負担の合算額が著しく高額になる場合には、基準額を超えた金額を払い戻すことで負担を軽減する仕組みです。

以上の説明と、後期高齢者医療制度に係る広尾町の現状の資料が示されました。

主な質疑ですが、委員から、被保険者のうち住民税非課税の世帯の割合と特例軽減等を受けている割合について質疑がありました。これに対し町からは、平成27年度は、被保険者の約5割が低所得者である。また、いずれかの軽減を受けている割合は80.2％とのことでした。

次に、平成20年から27年までの保険料率・限度額とも上がっているのに、1人当たりの保険料は上がっていない。低年金の高齢者が増えている中で、特例軽減の減額は厳しいものがあるということではないかと委員から質疑があり、町からは、年金収入も働いている人の収入も頭打ちの状況にあるとの説明がありました。

また、委員から短期証の発行についてどう考えているかの質疑があり、町からは、制度はあるが発行は考えていないとの説明がありました。

以上です。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

質疑を終結します。

以上で、総務常任委員会報告を終わります。

◎日程第5 産業常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第5、産業常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は各自お手元に配付しております。

ここで、委員長の報告を求めます。

産業常任委員会委員長、北藤利通議員、登壇の上、報告願います。

1、産業常任委員会委員長（北藤） 平成29年第1回定例会で承認を得た所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1、委員会の開催状況。

（1）、開催日は、平成29年5月23日火曜日でございます。

開催場所は、議事堂議員控室でございます。

（3）から（6）は、記載のとおり割愛させていただきます。

2番、調査の内容でございます。

（1）、広尾漁業協同組合製氷貯氷施設の概要等について。

施設の概要等について資料により説明を受けた後、現地視察調査を行った。

①、施設の規模。

広尾漁業協同組合は、会所前3丁目52番地の港湾用地内の敷地4,960平方メートルに鉄骨づくり2階建て、延べ床面積1,723.08平方メートル（552.14坪）の製氷貯氷施設を建設した。

製氷能力は日産40トン、貯氷能力は1,675.49トンで、従来の製氷能力を30トン減らし、貯氷能力を575トンふやしたことにより、ランニングコストの削減が図られた。

砕氷機は、船積み用が最大規模の毎時90トン型と陸積み用が毎時50トン型をそれぞれ2基設置し、2か所同時に積み込みが可能となっている。

また、漁船へのスムーズな積み込みを可能とするため、既存岸壁の形状を勘案し、施設2階部分から砕氷シューターを伸ばして、直接魚倉へ積み込みができる構造となっている。

冷凍機は、環境基準に適合したアンモニア冷媒方式を採用し、製氷用に75キロワット2台、貯氷用に45キロワット1台が設置されている。

施設内で使用される車両は、角氷運搬用アタッチメントを装備したバッテリー式フォークリフト2台が配備され、機動力を高めている。

②、事業費等。

総事業費は 7 億 9,302 万 9,391 円。うち補助対象事業費は 7 億 8,841 万 4,391 円となっている。

内訳は、施設整備工事 7 億 5,841 万 232 円、車両購入費 903 万円、設計監理料 2,097 万 4,159 円。消費税 6,307 万 3,150 円は含まれていない。

平成 27 年度の強い水産業づくり交付金事業「さけ・ます流し網漁業対策支援整備事業（鮮度保持施設）」として補助採択され、国が 3 分の 2、道が 3 分の 1 の補助率 100% の事業である。

なお、海水ポンプ室が補助対象外となり、設置費 461 万 5,000 円が事業主体である漁業協同組合の負担となった。

③、現地視察調査。

漁業協同組合職員から説明を受けながら、視察調査を行った。

施設の特徴としては、過去の津波被害や高波に対応するため、外壁地上 5 メートル（平均水面から 6.5 メートル）部分が鉄筋コンクリート構造で建物の強度を高めている。

また、1 階開口部には防潮扉が設置され、完全密閉される構造で電動、手動と開閉が可能であることや排気、吸気など空調用換気口は、地上 5 メートル以上に設置され、水の浸入など津波対策に配慮した施設となっている。

貯氷能力を大幅にアップしたことにより、製氷能力を下げても需要に十分対応できる施設となり、地元はもとより大樹漁業協同組合やおびひろ氷まつりでも利用されている。

また、最新の設備の導入により作業効率が高まり、職員も 5 人体制から 4 人体制へとほかの部署へ配置転換ができたということでございます。

以上で、報告を終わります。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

質疑を終結します。

以上で、産業常任委員会報告を終わります。

◎日程第 6 行政報告

1、議長（堀田） 日程第 6、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますので、発言を許します。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 平成 29 年の第 2 回広尾町議会定例会にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

行政報告をさせていただきます。

まず、1 点目の後期高齢者保険料の軽減判定誤りについてであります。

本町においても調査を行った結果、該当者2名、還付額3万500円が発生しております。これにつきましては、制度開始時より国において作成された保険料の算定システムを使用し、後期高齢者医療広域連合で賦課計算したものでありますが、国のシステムに不備があり、一部の方について均等割部分の軽減判定が誤って行われたものであります。

なお、該当となった方には説明の上、既に還付業務は終了しております。

また、今回の件と関連いたしまして、国保税のほうでも同じように軽減判定誤りにより保険税が変更される該当者がおりますが、現在調査中でありまして、調査終了後、該当者数及び金額をお示ししたいと思います。

2点目であります。煙突用断熱材のアスベスト調査結果についてであります。

昨年、札幌市の市有施設でアスベストを含む煙突用断熱材の落下が見つかったことを受けて、当町でもアスベストが含まれている可能性のある14の施設について調査を行いました。

その結果、5か所の施設で煙突用断熱材にアスベストが含有されていることが判明いたしました。5か所の施設とも断熱材の状態が安定していることから、アスベストが直ちに飛散するおそれはないと判断しましたが、今後も引き続き劣化の状態を確認しながら煙突内部の断熱材の囲い込みや、除去工事などの対策を図ってまいります。アスベストを確認した5か所の施設は、老人福祉センター、漁村環境改善センター、シーサイドパーク旧管理棟、旧林業振興センター、役場庁舎の各ボイラー室の煙突であります。

次に、3点目であります。

人事異動についてであります。

異動件数は94件であります。昇格者は、課長補佐職から課長職へ7人、係長職から課長補佐職へ7人、係から係長職へ10人であります。新規採用職員は10人で、一般行政職が3人、保健師3人、保育士2人、看護師1人、作業療法士1人であります。

次に、職員数であります。平成29年4月1日現在198人であり、昨年4月1日の職員数と比較して5人の減であります。役職別では医師4人、課長職19人、補佐職20人、係長職48人、係106人、準職員1人であります。

異動後の機構につきましては、行政報告資料1にあります機構図のとおりとなっておりますので、後ほどお目通しをいただければと思います。

次に、4点目の平成28年度広尾町北方圏交流振興会の決算状況についてであります。

平成28年度の決算状況は、サンタメール事業の収入が1,333万5,295円、支出が1,253万7,691円で、収支差額79万7,604円が翌年度の繰越額となっております。

次に、サンタメールの申込件数及び発送通数であります。申込件数は4,640件で、メールの発送通数が前年より661通少ない1万7,822通で2年連続で2万通を割り込む結果となりました。

減少の要因といたしましては、インターネットによる申し込みが減少しておりますので、通年を通してインターネットでの申し込みを受け付けるなど、検討していきたいと考えているところであります。

次に、5点目の平成28年度一般社団法人広尾町水産加工排水処理公社の決算状況についてであり

ます。

排水処理量が2万3,984立方メートル、稼働日数は365日であります。

収支の状況であります。収入金額2,144万4,472円に対し、支出金額2,140万9,210円で、差額3万5,262円が当期剰余金となります。

次、6点目であります。

広尾町業務継続計画の策定についてであります。

恐れ入りますが、お手元の報告資料2の広尾町業務継続計画をお開きいただければと思います。

まず、1ページでありますけれども、1ページには第1節として業務継続計画とはと記載をしているところであります。

大規模災害の発生時に行政みずから被災した場合の対応を定める計画であります。優先的に実施すべき業務を特定し、適切に業務執行を行うことを目的として策定したものであります。

次に、2ページをお願いいたします。

業務継続計画策定の効果でありまして、業務継続計画をあらかじめ策定することにより、休止すべき業務を特定し、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となるところであります。

飛んでいただきまして、15ページをお願いいたします。

15ページには、非常時の優先業務の考え方を記しているところであります。

下の図の4の1にあるように、非常時の優先業務として、1番の優先的通常業務、それから災害対応業務としてそれぞれ区分をしながら優先する業務を定めているところであります。

隣の16ページであります。非常時の優先業務の選定についてであります。

2番として対象期間が定めてあります。非常時の優先業務の対象期間を発生から2週間までとするものであります。下の表に対象期間を4つに分けて非常時優先業務ごとに業務開始目標時間をそれぞれ設定するものであります。

次の17ページから35ページにつきましては、各課における非常時優先業務の一覧表となっているところでありますので、後でお目通しをいただければと思います。

なお、この計画書におきましては、3月22日に開催されました広尾町防災会議において本計画の策定を報告しているところであります。

次に、7点目でありますけれども、第7期広尾町高齢者保健福祉計画・広尾町介護保険事業計画における新規介護サービス事業所の施設整備についてであります。

先般5月12日に開催されました広尾町高齢者保健福祉計画・広尾町介護保険事業計画運営推進委員会におきまして、平成30年度から32年度の第7期当該計画内において新たに開設される新規介護サービスの登載が承認をされたところであります。

お手元の行政報告資料3をご用意いただければと思います。

新規に登載された事業の概要についてであります。

1番目の新規介護サービス事業所であります。

サービスの種別として、小規模多機能型居宅介護であります。いわゆるデイサービスとショートステイの組み合わせたものでありまして、サービス内容は通所介護、訪問介護、短期宿泊サービス

となっているところであります。

定員につきましては、宿泊6名、通所・訪問18名を予定しているところであります。

開設予定月日は、平成30年4月を予定しているところであります。

また、これと併設して、その下のサービスつき高齢者向け住宅であります。これは介護サービス外のサービスでありまして、これを併設して実施をするものであります。

サービスの内容といたしましては、状況把握サービス、生活相談サービスでありまして、予定定員は単身用が12部屋、2人部屋が3部屋を予定しているところであります。

開設予定月日は、上の小規模と同じように30年4月を予定しているところであります。

建設予定地であります。

裏面をお願いいたします。

裏面に図面がありますけれども、現在のこぶしが丘団地の北側に町有地の空き地があります。このところを求めて、このところに計画を今しているところであります。今、関連予算として不動産鑑定並びに用地確定を補正予算で計上しているところでありますので、よろしく願いを申し上げます。

戻っていただきまして、2の新規介護サービス事業所の関係であります。

(1)のサービスの種別であります。認知症対応型共同生活介護であります。いわゆる認知症のグループホームの事業所であります。

サービス内容については、認知症高齢者に対する共同生活住居での入浴、食事等の日常生活上の介護や自立に向けた機能訓練であります。

定員数は9名であります。

開設予定年月日は、平成31年4月を予定しております。

(2)のもう一つの事業所ありますが、地域密着型（介護予防）通所介護、いわゆる小規模のデイサービスであります。

サービス内容は、日帰りでの入浴、食事等の日常生活上の介護や自立に向けた機能訓練や生活上の相談等であります。

定員は18名以下となっているところでありまして、開設予定年月日は平成32年4月を予定しているところであります。

建設予定地につきましては、広尾町並木通東2丁目145番地1でありまして、予定をしている事業者の事業所の所有地となっているところであります。

続きまして、8番目であります。

広尾町150年記念事業推進本部の設置についてであります。

平成30年度に本町が開町してから150年を迎えるに当たり、広尾町150年記念事業を推進するため、広尾町150年記念事業推進本部を設置いたしました。本部には記念式典、表彰及び広告に関することを検討する総務部会とイベントや冠事業に関することを検討する事業部会を設置しております。今後、具体的事項について協議検討を行ってまいるところであります。

次に、9点目の火災の発生についてであります。

4月以降、2件の火災が発生しておりますので、状況について報告いたします。

まず、1件目であります、4月17日に発生した野塚地区林野火災では林野1,300平方メートルと周辺の廃材等が焼損いたしました。消防職員、団員合わせて29人が出動し、事故なく消火に至っております。

なお、出火原因については、カラスよけに使用した花火が原因であります。

2件目の5月19日に発生した豊似地区建物火災では、牛舎700平方メートルと牛舎内にいた家畜7頭が焼損しております。消防職員、団員合わせて35人が出動し、消火に至っております。

原因につきましては、現在調査中であります。

以上、9件にわたりまして行政報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

特に行政報告に対する質問は、9日の一般質問時に発言を許しますので、本日午後5時までに具体的内容を記載した文書をもって通告願います。

◎日程第7 報告第3号

1、議長（堀田） 日程第7、報告第3号 継続費繰越計算書についての報告を行います。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 報告第3号の継続費繰越計算書についてであります。

平成28年度広尾町一般会計継続費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき報告するものであります。

2ページをお願いいたします。

別紙の繰越計算書であります。

9款2項、事業名、豊似小学校改築事業でありまして、合計金額が8億3,992万9,000円であります。翌年度繰越額は1億3,986万3,000円でありまして、節別及び財源の内訳につきましては記載のとおりであります。

以上で、報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 特に確認することがあれば発言を許します。ありませんね。

（「なし」の声あり）

以上で、報告第3号 継続費繰越計算書についての報告を終わります。

◎日程第8 報告第4号

1、議長（堀田） 日程第8、報告第4号 繰越明許費繰越計算書についての報告を行います。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 報告第4号 繰越明許費繰越計算書についてであります。

平成28年度広尾町一般会計繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告をするものであります。

次の4ページであります。

別紙の繰越計算書であります。

2款3項、事業名、地方公共団体情報システム機構負担金から10款2項、事業名、平成28年災協成線道路災害復旧事業までの全3件でありまして、合計金額が6,672万2,000円であります。翌年度繰越額も同額の6,672万2,000円でありまして、財源の内訳につきましては記載のとおりであります。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 特に確認することがあれば発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、報告第4号 繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

◎日程第9 報告第5号

1、議長（堀田） 日程第9、報告第5号 株式会社広尾産業流通振興公社の経営状況についての報告を行います。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） それでは、報告第5号 株式会社広尾産業流通振興公社の経営状況について報告を申し上げます。

株式会社広尾産業流通振興公社における広尾町の持ち株は120株であり、全株式220株の2分の1以上の出資比率であることから、地方自治法第243条の3第2項の規定により、経営状況に関する書類を提出するものであります。

広尾町の意見といたしましては、平成28年度決算に関する書類は的確であり、また、平成29年度事業計画及び予算に関しては適切であると認めたところであります。

今後におきましては、設立目的に沿って一層努力するよう指導監督してまいりたいと思っているところであります。

詳細につきましては、担当課長より補足説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

雄谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（雄谷） それでは、株式会社広尾産業流通振興公社の経営状況について補足説明させていただきます。

別冊でお配りしております平成28年度（第34期）事業報告書をお手元をお願いしたいと思います。

冒頭大変申しわけございませんが、字句の訂正がございます。

後ろから2枚目の12ページをお開きください。

ページの中ほどに、真ん中ぐらいですね。括弧書きで「平成29年4月1日から平成29年3月31日」とあります。ここの平成29年3月31日の「29年」を平成「30年」に訂正をお願いいたします。大変申しわけございません。

それでは、1ページをお願いいたします。

1の会社の概要についてであります。

発行株式総数は、1株5万円で発行総数220株、資本金は1,100万円となっております。

持ち株数の内訳につきましては広尾町ほか4団体で、記載のとおりとなっております。

次に、2の平成28年度事業報告についてであります。

平成28年度におきましては、魚介類を主としたふるさと納税返礼品の売り上げが伸びたことによりまして、対前年比14.8%増の7,819万円ほどの売り上げがありましたが、通販サイトの構築運営費、それと秋サケの不漁によりましてイクラ仕入れなどの高騰によりまして、当期は純損失338万6,532円となりました。

1)、物産販売事業につきましては、株式会社ディノス・セシールとのカタログ及びテレビショッピングの販売によりまして、主力となるイクラ、シシャモの販売数量につきましては微減でありまして、主な販売数量の内訳は記載のとおりとなっているところでございます。

次に2)、産地直送販売であります。北海道銀行など取引先との販売を行いまして、また新たな取引先の増加などによりまして、売り上げは前年比46.7%の増となったところでございます。

次に3)、ふるさと納税返礼品につきましては、魚介類を主として173の品数を用意いたしまして、5,747個の売り上げがあったところでございます。

2ページをお願いいたします。

平成28年度（第34期）の決算状況についてであります。

最初に、3ページの平成28年度末の貸借対照表でございます。表の右側から2列目の決算額のみを説明させていただきます。まず、資産の部でございます。Ⅰの流動資産からⅢの繰延資産までの資産の部合計、一番下段になりますが、2,697万4,137円となり、対前年比で439万43円の減少となっております。

次に、4ページをお願いいたします。

負債の部でございます。Ⅰの流動負債の未払金、未払法人税等、未払消費税の負債の部合計が104万5,786円となっております。

純資産の部につきましては、Ⅰの株主資本からⅢ、新株予約権までの合計が2,592万8,351円となるものでございます。

したがって、負債、純資産の部の合計が2,697万4,137円となり、前のページの資産の部合計額と同額となるものでございます。対前年比で439万43円の減少となっております。

次、5ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。Ⅰの売上高が7,818万9,722円となり、前年対比で1,010万5,061円の増

加となっております。次に、Ⅱの売上原価でございますが、商品の仕入高が6,639円9,880円となり、対前年比936万1,896円の増加となっております。売上総利益は1,178万9,842円となり、対前年比で74万3,165円の増加となりました。売上総利益からⅢの販売費及び一般管理費の1,502万1,694円を差し引きしますと、323万1,852円の営業損失となり、これにⅣの営業外収益3万3,264円を加えますと、経常損失が319万8,588円となるものでございます。これに特別利益と特別損失を計算し、下段から3段目になりますが、税引き前当期純損失の320万6,532円に法人税及び住民税の18万円を加えた額の338万6,532円が当期純損失となったものでございます。

次、6ページをお願いいたします。

販売費及び一般管理費の計算内訳でございます。対前年比で548万6,944円の増加でございますが、その要因といたしましては、運賃の増加と新たに通販サイトの構築運営費用によるものでございます。

次、7ページの財産目録をお願いいたします。

資産の部であります。Ⅰの流動資産とⅡの固定資産を加えた資産の部の合計は、2,697万4,137円となっております。

8ページをお願いいたします。

負債の部でございます。Ⅰの流動負債合計が104万5,786円となっており、資産の部合計から負債の部合計を差し引いた額2,592万8,351円が差し引き正味財産となるものでございます。

次に、9ページにつきましては、決算報告書監査に関する意見書でございます。

次、10ページをお願いいたします。

剰余金処分の承認についてであります。

1)の1、前期繰越利益金の493万8,883円から当期の純損失338万6,532円を差し引き、155万2,351円を次期繰越利益剰余金としたものでございます。

11ページをお願いいたします。

29年度の事業計画についてであります。29年度につきましては、昨年と同様に株式会社ディノス・セシールとのテレビショッピング及びカタログ販売事業を中心とした事業展開を計画しております。本年度も限定数の拡大とさらなる品質の向上を進めるほか、通年販売できる商品の販売や販路の開拓を行ってまいりたいと考えております。

さらに、魚介類等を主とした新商品の開発のほか、通販サイトなどでの販売促進やPR活動を予定しております。

ふるさと納税返礼品につきましては、品ぞろえの充実と新商品の開発に取り組んでまいります。

12ページをお願いいたします。

事業計画に伴います収支予算であります。1の純売上高でございますが、イクラ、シシャモを中心とした販売売り上げが3,000万円、ふるさと納税返礼品売り上げが4,120万円で、売上高合計が7,120万円とし、売上原価5,280万円、一般管理費1,802万円を差し引いた営業利益を37万8,000円とし、これに営業外利益・費用を差し引いた経常利益が39万8,000円とするものであります。それから法人税及び住民税の15万円を差し引いた24万8,000円を当期の純利益とするものであります。

最後、13ページは、役員の状況でございます。

以上で、補足説明とさせていただきます。

1、議長（堀田） 特に確認をすることがあれば、発言を許します。

4 番、前崎議員。

1、4 番（前崎） 5 ページの損益計算書の関係でありますけれども、この中で売上高が7,818万9,722円となっております。28年度においては、売り上げの予算1億4,600万円、したがって実績値としては5割程度にとどまっております。この予算に対して5割程度にとどまった理由と、あわせてこの売上原価等々について、前の年から見たらそれぞれ伸びてはいますけれども、売上原価と売上高の幅といいますか、そういったものがないために、こういったいわゆる損益が生じているわけなのですけれども、基本的に魚価等のそういった原価があれば販売額も当然それに総じて引き上げる、そういった意味で黒字決算というのが通常の運営だと思いますけれども、その点について2点ご説明をいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 休憩します。

午前10時51分 休憩

午前11時05分 再開

再開します。

雄谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（雄谷） まず、1点目の当初計画に対して決算額の売り上げ7,800万円程度にとどまったというところでございますが、この要因につきましては、当初ふるさと納税による売り上げを相当見込んでおりました。ふるさと納税の中でも毛ガニによる売り上げを相当数見込んでいたわけですが、毛ガニの不漁によりまして、確保ができなかった。そして、ふるさと納税の返礼品のほうにも上げたには上げたのですが、ふるさと納税の返礼品の中でグラム数の部分で他町村との比較をされまして、当町でのふるさと納税の毛ガニに対する納税が少なかったというところが大きな要因でございます。

2つ目の赤字になったという部分の要因でございますが、1つには28年度新たに取り組んだ通販サイト、これの立ち上げ、それから運営に係る費用があります。それと、台風の影響によりまして秋サケの不漁、これに伴いまして、イクラの仕入れの高騰、それによりましてのマイナス赤字になった部分、この2つが大きな要因となっているところでございます。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 2点目の費用の増大という中で、例えば通販サイトの費用がかかったのですとか、運営費用がかかったということなのですけれども、これは実施する段階でそれらの費用については当然見積もりをして一定の予測を立てるわけですから、そういった仕入れ原価の値上げも含めて通販サイト費用等についてはトータルでやっぱりその利益を確保する、そういった部分が一般的な株式会社の運営だと思うのですけれども、それらが赤字の理由ということについては私はちょっと理解できないのですけれども、もう一度ご説明をいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 雄谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（雄谷） まず、通販サイトの部分で立ち上げた部分の費用がかかっています。それに通販サイト、初めて立ち上げたわけでございまして、周知がまだまだ不十分というところもあります。通販サイトの通常的な例を申し上げますと、通販サイトを立ち上げて2年、3年かかって大体売り上げが伸びてくるというような状況が一般的なことであるというふうに聞いておりまして、当社の場合、昨年で言いますと、8月中旬に立ち上げたばかりでございしますので、これからいろんな形で積極的に通販サイトの周知をしていってまいりたいと思っております。

昨年、計画を立てたときには、総体の売り上げの中でこの通販サイトの費用も賄えるものだなというようなことを踏まえて計画を立てたわけでございますが、冒頭もご説明させていただきました主力、こちらのほうでもくろんでおりました毛ガニの部分が非常に大きかったなという部分があります。通販サイトの部分で、通年でかかる費用につきましては、実質、今年度29年度につきましても、運営費という部分でいきますので、パートさんの賃金とサイトの利用料というようなことで100万円程度の費用がかかるかなというふうなところが29年度の見込みとしているところでございます。

以上です。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

以上で、報告第5号 株式会社広尾産業流通振興公社の経営状況についての報告を終わります。

◎日程第10 報告第6号

1、議長（堀田） 日程第10、報告第6号 専決処分の報告についての報告を行います。
村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） それでは、報告第6号の専決処分の報告についてであります。
議案書6ページをお願いいたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のと

おり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

記といたしまして、平成28年度広尾町一般会計補正予算（第15号）であります。

次のページです。

専決処分書であります。

地方自治法の定めにより、専決処分をしたものであります。

平成28年度広尾町一般会計補正予算（第15号）についてであります。

専決処分の理由であります。

基金の積み立ての確定、長期債の借入申請手続について、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、平成29年3月31日であります。

8ページであります。

平成28年度広尾町一般会計補正予算（第15号）であります。

第1条は、予算の総額にそれぞれ1,584万1,000円を追加し、80億6,486万2,000円とするものであります。

第2項につきましては、歳入歳出予算の補正でありまして、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

第2条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第2表でお示しをするものであります。

次、9ページの歳入歳出であります。

恐れ入りますが、お手元の一般会計事項別明細書（第15号）で説明をさせていただきます。ご用意できたでしょうか。

それでは、事項別明細書3ページから説明をさせていただきます。

3ページの2款地方譲与税から11ページの10款交通安全対策特別交付金につきましては、それぞれ3月末での国からの交付額確定により整理を行ったものであります。

12ページをお願いいたします。

13款国庫支出金、2項国庫補助金221万1,000円の減額であります。学校施設環境改善交付金の確定により整理を行ったものであります。

13ページ、14款道支出金、2項道補助金49万5,000円の追加であります。森林環境保全整備事業補助金の確定により整理を行ったものであります。

14ページ、15款財産収入、1項財産運用収入4万6,000円の減額であります。財政調整基金、減債基金、まちづくり基金及び社会福祉振興基金の利子収入並びに財政調整基金の繰り替え運用収入確定により整理を行ったものであります。

15ページの2項財産売払収入22万1,000円の増額であります。立木売り払い収入及びJークレジット売り払い収入の確定により整理を行ったものであります。

16ページの16款1項寄附金104万7,000円の追加であります。指定寄附金及びふるさと納税寄附金の確定により、それぞれ整理を行ったものであります。

17ページ、17款1項繰入金2,017万7,000円の減額であります。国鉄広尾線代替輸送確保基金、中

川一郎記念館管理運営基金及び財政調整基金からの繰入金でありまして、歳出費用額の確定によりまして繰入額の確定を行い、整理をしたものであります。

18ページの19款諸収入、5項雑入1万円の追加であります。中川一郎記念館での記念誌販売収入の減額及び鉄道記念館の自動販売機設置料の追加でありまして、基金整理にかかわるものを整理したものであります。

19ページ、20款1項町債560万円の減額であります。過疎対策事業債の減額整理であります。事業費の確定により整理をするものであります。

20ページ、歳出であります。

2款総務費、1項総務管理費、合計で8,043万2,000円の追加であります。財務管理費につきましては、基金積立金の追加、広尾線転換促進関連事業費及び中川一郎記念館管理費につきましては、歳出の確定に伴い、整理を行ったものであります。

21ページの3款民生費、1項社会福祉費、合計で18万8,000円の追加であります。社会福祉振興資金寄附金及び老人福祉施設振興資金寄附金の確定に伴い、基金へ積み立てるものであります。

22ページ、5款農林水産業費、1項農業費、合計で52万2,000円の追加であります。Ｊークレジット売り払い収入、立木売り払い収入、農山漁村ふるさと事業基金及び中山間ふるさと・水と土保全基金利子の確定に伴い、農山漁村ふるさと事業基金及び中山間ふるさと・水と土保全基金へ積み立てをするものであります。

23ページであります。

5款農林水産業費、2項林業費44万5,000円の減額であります。Ｊークレジット売り払い収入の確定に伴うＪークレジット売り払い手数料の整理及び除間伐推進事業補助金の確定に伴う整理を行ったものであります。

24ページ、9款教育費、1項教育総務費で、合計で288万3,000円の減額であります。教育振興費につきましては、教育振興資金寄附金の確定に伴い、教育振興基金積立金の追加、財産管理費につきましては、旧かもめ児童会施設解体撤去事業の確定に伴い、工事費及び過疎対策事業債の整理を行ったものであります。

25ページ、3項中学校費98万8,000円の減額であります。広尾中学校外構工事費の確定に伴い、工事費及び過疎対策事業債の整理を行ったものであります。

26ページ、27ページであります。10款災害復旧費、3項厚生施設災害復旧費及び5項文教施設災害復旧費につきましては、立木売り払い金の確定に伴い、財源内訳の補正を行うものであります。

議案書に戻っていただければと思います。議案書の12ページであります。

第2表の地方債補正の変更であります。

歳入の町債で触れました関係でありまして、過疎対策事業債2件について整理をしたものであります。町債の合計から560万円を減額し、10億7,041万2,000円とするものであります。

以上で、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 以上で、報告第6号 専決処分の報告についてを終わります。

◎日程第 1 1 報告第 7 号

1、議長（堀田） 日程第11、報告第 7 号 専決処分の報告についての報告を行います。
村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 報告第 7 号 専決処分の報告についてであります。

議案書13ページであります。

地方自治法第180条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

記といたしまして、平成28年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第 6 号）であります。

次のページであります。

専決処分書であります。

地方自治法の定めにより、専決処分したものであります。

先ほど申し上げました平成28年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第 6 号）についてであります。

専決処分の理由であります。

基金の積み立てについて、地方自治法第180条第 1 項の規定により、専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、平成29年 3 月31日であります。

15ページ、平成28年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第 6 号）であります。

第 1 条は、歳出予算の補正で、「第 1 表 歳出予算補正」によるとするものであります。

次のページの歳出であります。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費365万8,000円の減額であります。保険給付費の確定により整理を行ったものであります。

3 款 1 項基金積立金365万8,000円の追加であります。歳出額の確定により、介護給付費準備基金の積立額を整理したものであります。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 以上で、報告第 7 号 専決処分の報告についてを終わります。

◎日程第 1 2 請願第 1 号

1、議長（堀田） 日程第12、請願第 1 号 「本通公園」の名称を「丸山公園」へ復元を求める請願についてを議題とします。

本請願書は産業常任委員会に付託されたものであり、報告書は定例会報告書31ページです。

ここで、委員長の報告を求めます。

産業常任委員会委員長、北藤利通議員、登壇の上、報告願います。

1、産業常任委員会委員長（北藤） 平成29年第1回定例会で付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

1、委員会の開催状況。

開催日は、平成29年5月23日火曜日。

開催場所は、議事堂議員控室でございます。

（3）から（6）は、記載のとおりでございます。割愛させていただきます。

2、事件及び審査の結果。

受理番号及び件名。

請願第1号 「本通公園」の名称を「丸山公園」へ復元を求める請願。

（2）、審査の結果。

本請願について、審査を行い、討論・採決の結果、可否同数となったため、委員会条例第15条の規定に基づき、委員長は「不採択」と裁決いたしました。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの報告に対する質疑の発言を許します。

11番、旗手議員。

1、11番（旗手） 今の報告ですけれども、この丸山公園の名前のことについては、これまで町長との懇談会等でもこういう要望を請願者は出しています。そこで町長は検討しますということだったのですが、まだ結論が出ていないと。来年は開町150年を迎えるわけだから、歴史のある丸山公園という名前を復元してほしいというのが願意になっているわけですね。委員会でこれを審査して、可否同数になったと。それを不採択とした委員長はどういう理由から不採択としたのか、説明をお願いしたいと思います。

1、議長（堀田） 北藤委員長。

1、産業常任委員会委員長（北藤） 委員会の経過を申し上げますと、昭和31年、丸山公園を都市計画公園とすることについて建設大臣の許可を受け、昭和42年、本通沿いの神社敷地を借り受け、丸山児童公園を設置した。その後、昭和51年、法に基づき、丸山公園の告示を行ったが、当時の丸山公園には民有地や神社用地が含まれており、所有者の自由な使用に支障を来すことから、北海道の指導のもと、これらの土地を除外し、工事を行ったところでありました。その後、昭和55年、借地公園である丸山児童公園を含む現在の本通公園について、神社敷地の一部を借用し、都市公園とすることで神社関係者と協議、同意を得て、昭和56年にそれまでの丸山公園から民有地、神社用地を除く区域の変更と借地公園である丸山児童公園を「本通公園」という名称で追加する変更が承認されていると説明を受けました。

広尾町都市公園条例には、総合公園である丸山公園、近隣公園として本通公園が規定されている。委員から「名称を変更するためには多額の費用を要することや、名称変更しなければ何に支障を来すのか。かえって混乱の原因になるのでは」請願を不採択とする意見、また、「町民の多くが古くから現在に至るまで丸山公園が認知され、請願を採択すべきでは」などの意見が出されました。採決を行った結果、可否同数となりましたので、委員長の総合的な判断で不採択と裁決したものでございます。

補足でございますけれども、昭和62年3月14日の第1回定例議会において広尾町都市公園条例の制定について提案され可決されているのでありますから、どうぞそのほうご理解いただければというふうに思っております。

以上です。

1、議長（堀田） ほかに。

10番、小田^{おだ}雅二議員。

1、10番（小田^{おだ}） この委員会の中で一つの、出てきたかどうかは確認していませんけれども、実際に本通公園というか、丸山公園、今2つの名前でもめていますけれども、本通から見たときにその神社についての説明板が、白い大きな板がありますけれども、その中にこの公園についての情報といいですか、説明等はあるのかなのか、そして、その中にはどういうふうに、もし書いてあるのであれば、どんなふうに書いてあるのかというようなことについては、この委員会で情報共有されたのかどうかについてまず聞きたいと思います。

1、議長（堀田） 北藤委員長。

1、産業常任委員会委員長（北藤） 確かに看板の設置ということも出されたことがあろうかと思えます。しかしながら、62年にこの都市公園の条例が可決されておりますので、この件につきましては、この避難場所が本通公園に変わった、それで混乱するという意味ではなくて、町内会長としては、広尾町のその決まったものについてそれに協力して、それを町民に浸透させるのが町内会長ではないかと、私はそういうふうに思っております。

（「私の質問をちょっときちっと、もしあれだったら整理してもらって。それじゃないと同じ質問をしますけど」の声あり）

1、議長（堀田） 休憩します。

午前11時27分 休憩

午前11時28分 再開

再開します。

北藤委員長。

1、産業常任委員会委員長（北藤） 大変失礼なことを申し上げました。

小田^{おだ}議員に質問されたことにつきましては、その話はされておりません。

1、議長（堀田） 10番、小田^{おだ}雅二議員。

1、10番（小田^{おだ}） 先ほど費用が多額にかかるというふうなことも説明を受けましたけれども、幾らかかりますかというようなことについては説明とかその辺は情報が開示というか、共有されたのか、それについてもお聞きしたいと思います。ただ、かかるではなくて、幾らぐらいという金額についてです。

1、議長（堀田） 北藤委員長。

1、産業常任委員会委員長（北藤） 費用につきましては、土地計画変更委託費といたしまして140万4,000円、北海道との協議のための旅費5回分として13万8,150円、広尾町都市計画図印刷代200枚分として49万3,500円、トータルで203万5,650円でございます。

1、議長（堀田） ほかに。

7番、星加議員。

1、7番（星加） 議長、委員長ではなくて、産業常任委員会の議論の経過について質問していいですか、まず。

1、議長（堀田） 暫時休憩します。

午前11時30分 休憩

午前11時31分 再開

再開します。

7番、星加議員。

1、7番（星加） 私は、この町内会からこういう請願を受けているわけでありまして、その地域の人たちがこう呼びたい、ああ呼びたいと言ったことで何も議会でこれをだめだと、多額の費用がかかると。だけれども、実際には、ほんの少し丸山公園からずれていると、これだけではないので

すか。だから、ほとんど本通公園と重複しているわけですね。だから、町内会の人たちがこう呼びたい、これは通称でも何でも正式にする必要はないのではないかという気がする。地域の人たちがこう呼びたい、ああ呼びたいと言っているわけだから、それを四角四面で、委員長、いや、費用がかかるとやらどうやらというのではなくて、何も正式な改正をしなくても、改正する範疇も少ないの、本当のちょびっとでしょう。

そして、今あそこところは小さい子どもたちが、遊具もいっぱいありますから、遊具を利用して非常に活用されている場所でもありますから、別に法的な丸山公園だとか本通公園だとかということに固執しなくてもいいのではないかと、こう思うのです。それも重複しているところは、委員長、ご存じですよ。何メーターもないのですよ、国道の本通か。そういう形になっているのだから、正式に変えるかどうかはまた別の問題にして、通称、地域の人たちがこう呼びたいというのなら、そう呼んだらいいのではないですか。何で、地域の人からもそういう請願を受けているという、何かどうも僕は、そういうことがしくつとしないのだな。

だから、もっと、昭和31年に都市計画の計画決定を受けた丸山公園の区域、これはがっばりかかっているわけでしょう。そして、あそこ88か所もあって、ある宗教団体がお参りをする場所になっておりますし、非常に公園としての活用がされているわけですからね。

そして、その区域というのは、委員長、ご存じですか、本通の国道から何ぼも、何メーターしか重複していないのですよ。それを四角四面に費用がかかるとか、変えなければだめだとか、全体の丸山公園を本通公園にする。そういう次元でないのではないかと思いますのですが、どうですか。

1、議長（堀田） 北藤委員長。

1、産業常任委員会委員長（北藤） 何度も繰り返しになりますけれども、星加議員におかれましても、在職中、もう62年3月14日の第1回定例会でその議論はなされて可決されておりますので、その辺はご理解のほどよろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 7番、星加議員。

1、7番（星加） 私の議論は、今までの経過は経過で、それはいいですよと。置いておいて、そして、現時点で地域の方々がこういうふうにしてほしいというのだ。変えればいいではないですか。何でそんなふうに固執して、だから、都市計画法法律上にほとんどかかっているのですよ。この31年に都市計画の認知を受けたやつに56年以降の。

それと、町長が検討したいと、こう言っているの。にもかかわらず、担当の職員は、わからない、知らない、こういう議論をしている。まことにもってけしからん。

そういう経過で、今、私はそういうことに議論を集中するのではなくて、地域の人がかうありたいというのだから、通称でもいいのではないですか。何でそんなふうにこだわるのか、これが不思議なの。やっぱり地域の人たちがどうあるべきかということを言っているのだから、そのように応

えてやるのが議会の使命でないかと僕は思っている。どうですか。

1、議長（堀田） 暫時休憩します。

午前 11 時 38 分 休憩

午前 11 時 39 分 再開

再開します。

北藤委員長。

1、産業常任委員会委員長（北藤） そういうふうに請願で出されるのであれば、また採決に持っていっていただければというふうに思います。

以上でございます。

1、議長（堀田） 7 番、星加議員。

1、7 番（星加） そうしたら、再度確認しますけれども、地域の人たちがこう呼びたい、これはそれでいいということなのだな。そういうことだね。それなら何も文句ないのだ。地域から請願を受けてそういうように呼びたいと言っているのだから、そのように呼んで結構だと。いいのだね。わかった。

1、議長（堀田） 委員長、よろしいですか。

1、産業常任委員会委員長（北藤） はい、いいです。

（「幾つか何点かあるのですよ。7 番、星加」の声あり）

1、議長（堀田） 星加議員、3 回質疑が終了してしまっていますので。

ほかにはないようでしたら。

（「なし」の声あり）

これより請願第 1 号 「本通公園」の名称を「丸山公園」へ復元を求める請願について討論、採決を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

5 番、志村國昭議員、登壇の上、討論願います。

1、5 番（志村） 私は、「本通公園」を「丸山公園」に復元を求める請願を採択することに反対の立場で討論を行います。

広尾町で生まれ育った私たちは、十勝神社一帯の区域は古くから丸山公園の名称で親しまれてきました。したがって、私たちの先輩あるいは同年代者の多くは、丸山公園は十勝神社や裏山を含む総称として通用しているのは確かであります。しかし、請願にありますように、「いつの間にか『丸山公園』が『本通公園』に」ということについては、経過をたどらなければならないと思います。

先ほどの委員長の説明と重複するところがあるかもしれませんが、先般、産業常任委員会において今日に至った経過が事務担当から説明されました。

それによると、昭和31年、丸山公園を都市計画公園とすることについて建設大臣の認可を受けております。昭和42年、本通沿いの神社敷地、現在、砂場、遊具が設置されているところがございますけれども、これを借り受け、丸山児童公園を設置しております。昭和51年、法に基づき、丸山公園の告示を行いましたが、当時の丸山公園には民有地や宗教団体である十勝神社の敷地が含まれており、所有者の自由な使用に制限がかかることから、北海道の指導のもと、これらの土地を除外し、公告を行ったとのことであります。

その後、昭和55年、神社敷地を借用し使用していた丸山児童公園を含む現在の本通公園について、神社敷地の一部を都市公園とすることで神社関係者と協議、同意を得て、昭和56年に丸山公園から民有地と神社用地を除く区域の変更及び借地公園である丸山児童公園を本通公園の名称で追加する変更が承認されております。そのころ既に承認を得ていた町内4か所の児童公園に、本通沿いにある唯一の公園として、本通公園が追加された経過が説明されました。

つまり、民有地、神社敷地を除いた区域を総合公園として丸山公園、加えて公園緑地の全体的な配置計画により、近隣の住民の方が利用する近隣公園として本通公園に区分したことになります。

本通公園と区分はされているものの、古くからの慣習で丸山公園、また神社の境内にあることから神社公園など、さまざまな呼び方がされているのは事実であり、どれが正しいと定義づけるのは好ましくありません。

ただ、昭和62年第1回定例会において、本通公園、丸山公園などを含む広尾町都市公園条例が提案され、満場一致で議決を得ております。条例上の正式名称として神社敷地を借用した部分が本通公園とうたわれているという解釈でよろしいのではないかと思います。

また、この公園の整備については、本通公園遊具の設置あるいは修理、それから平成18年に閉鎖されましたけれども、本通公園ゲートボール場が撤去、閉鎖されるなど、これまでも議会において予算審査されてきた経緯を鑑みますと、私たちは当然、本通公園を認知してきたことになります。

また、以前、利用者から本通公園遊具の充実など町に要望があったことや、若いお母さん方の中には本通公園と呼ばれている方も多いと聞いております。

したがって、請願にある丸山公園に変更すると逆に混乱を招くのではないかという危惧がございます。他の児童公園と同様、地区名を冠に本通沿いにある唯一の公園、本通公園と命名したと解すれば、ごく自然に受け入れることができるのではないのでしょうか。

今回請願に至るまでのことを考えると、先ほども先輩議員からお話はありましたが、行政側の対応には若干の異議を唱えなければなりません。それは本通公園、丸山公園とそれぞれ区域を区分し、

条例化されておりますが、本通公園にはその名称を示す看板などは設置されていないこと、また、多くの方が集えるよう目に見える整備をし、それぞれの公園の存在感や知名度を高める施策がとられていないと感じました。名称を変更すべきではとの意見は以前より町政懇談会などでお話があったと聞いており、その際、検討するとの回答をしていながら、検討した事実が示されなかったことが禍根を残したと感じました。

長々申し上げましたが、総合的な判断のもと、私の結論を申し上げますが、私の調査によれば、公園の名称を変更することは不可能ではないということであります。

しかしながら、北海道の都市計画審議会に審査していただくためには、それ相応の理由が必要となります。一例としては、過去ではなく現在の広尾町の総意として、例えば町民全員によるアンケートを実施し、町民の総意として本通公園の名称と現在の丸山公園の名称を変更する必要性を決定しなければならず、非常に高いハードルとなります。

また、先ほど概算での費用の話もありましたが、非常に多額の費用と時間を要するとの説明を受けており、それらを顧みず条例上の名称を変更しなければならない必要性が見えてきません。

請願書に「行政による名称変更が町民に混乱を与えている」とありますが、そうであるならば、行政と私たち町民が互いに協力し、その原因を早急に解消する方策を講じることが先決で、名称を変更することが解決策にはならないと考えます。歴史的な背景についても書かれておりましたが、丸山公園は存在しており、歴史をゆがめるものではないと解釈しなければならないのではないのでしょうか。

委員長のお話もございましたけれども、当時の担当の方が大変ご苦労され、広尾町都市公園条例の制定に至った経緯の説明を受けました。法的に正式な手続のもとに行われてきたものであり、この点では一切の瑕疵は認められません。請願の趣旨を拒絶するものでありませんが、名称の変更には広尾町、つまり町民にとっても大きなリスクを伴うことが明らかであり、本請願の採択に反対するものです。

1、議長（堀田） 暫時休憩します。

午前 11 時 51 分 休憩

午前 11 時 51 分 再開

再開します。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

4 番、前崎議員。

1、4 番（前崎） 請願第 1 号 「本通公園」の名称を「丸山公園」へ復元を求める請願について賛成討論を行います。

今般、12丁目、13丁目町内会連名で提出された本通公園を丸山公園に復元していただきたいとの

今回の請願について、1つとして住民の今日における認識、2つ目として歴史的検証、3つ目として本通公園の名称決定における経緯等につき、常任委員会等の議論をしたところであります。

1点目の住民の今日的認識については、12丁目、13丁目町内会から提出された請願内容等から鑑みて、最も身近な町内会でさえ、丸山公園あるいは神社公園と親しみ、本通公園の認識はないとのことであります。

加えて、多くの町民の中で本通公園の認識はなく、丸山公園あるいは神社公園との呼称で親しまれているところであります。

さらに、開町130周年記念事業「広尾町文化・自然20選」の中でも、丸山公園の桜の木は広尾の花見の名所となっていると紹介されております。

また、先月発行された広尾小学校の学校だよりにも、神社公園と紹介されており、町民の年配の方あるいは年少の方を含めて、本通公園の認識はほとんどないに等しい状況であります。

2点目の歴史的検証については、広尾町史に明治35年に丸山公園が造成されたとの記述があり、都市公園にも認証されております。札幌市の円山公園が明治42年に認定されておりますが、それよりも古い歴史を持っていることとなり、115年前から丸山公園として定着しているところであります。

3点目の本通公園の名称決定における経緯等については、昭和31年、丸山公園として建設大臣から認可を受けたところであります。昭和56年、法改正等により都市公園の変更がされ、つつじが丘公園など4公園が追加され、さらに本通公園が追加されたところであります。

しかし、丸山公園が本通公園になった名称の変更に至った経緯等について、役場でも記録がなく、不明とのことであります。

加えて、本通は2丁目から13丁目まであり、ネーミングとしては紛らわしく、適切でないと考えます。

十勝神社は、昨年、350年祭を終え、本町は来年、開町150年を迎える、管内でも歴史のある町として、これを尊重し長い間町民に親しまれてきた丸山公園を呼称することは、2つの町内会の請願にとどまらず、多くの町民の認識であります。行政も議会も町民の声を真摯に受けとめ、町民に寄り添いながらまちづくりを進めていかなければならないと考えます。

よって、本請願に賛成をするものであります。

1、議長（堀田） これをもって討論を終了します。

これより請願第1号 「本通公園」の名称を「丸山公園」へ復元を求める請願について起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は、不採択とするものであります。

本請願を採択することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本請願は採択することに決しました。

昼食のため、休憩します。

午前 11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

再開します。

◎日程第13 承認第2号

- 1、議長（堀田） 日程第13、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。
提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

- 1、町長（村瀬） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、次の事件を専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

平成29年度広尾町一般会計補正予算（第1号）であります。

次のページであります。

専決処分書であります。

地方自治法の定めにより、専決処分をしたものであります。

平成29年度広尾町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

専決処分の理由であります。

農村環境改善センターの受水槽加圧給水ポンプの故障に伴う取りかえ工事についてであります。特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、平成29年4月14日であります。

次の19ページの平成29年度広尾町一般会計補正予算（第1号）であります。

第1条は歳出予算の補正でありまして、補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」によるとするものであります。

次のページの歳出であります。

5款1項農業費に244万1,000円の追加であります。受水槽加圧給水ポンプ取りかえ工事として工事請負費を追加するものであります。

12款予備費につきましては、財源調整であります。

以上で、提案説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

- 1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本件に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決しました。

◎日程第14 同意第1号～日程第24 同意第11号

1、議長（堀田） 日程第14、同意第1号 広尾町農業委員会委員の任命についてから日程第24、同意第11号 広尾町農業委員会委員の任命についてまでの11件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） それでは、同意第1号から第11号までの広尾町農業委員会委員の任命について一括して提案説明を申し上げます。

本件につきましては、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴いまして、農業委員の選出方法が選挙制と市町村長の選任の併用から市町村長の任命制へ変更されたことにより、現委員の任期満了前に委員を選出する必要があることから、提出をするものであります。

最初に、同意第1号であります。広尾町農業委員会委員の任命についてであります。

下記の者を広尾町農業委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

提案する方につきましては、住所は広尾町字紋別14線98番地、大森康雄氏であります。昭和29年1月9日生まれであります。

次に、同意第2号であります。広尾町農業委員会委員の任命についてであります。

下記の者を広尾町農業委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

提案する方は、住所、広尾町字紋別20線124番地、末廣博行氏であります。昭和29年2月15日生まれであります。

次に、同意第3号であります。広尾町農業委員会委員の任命についてであります。

下記の者を広尾町農業委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

提案する方は、住所、広尾町字トヨイベツ47番地179、山本利浩氏であります。昭和37年2月21日生まれであります。

次に、同意第4号であります。広尾町農業委員会委員の任命についてであります。

下記の者を広尾町農業委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

提案する方は、住所、広尾町字野塚12線28番地2、上野潤氏であります。昭和42年10月19日生まれであります。

次に、同意第5号 広尾町農業委員会委員の任命についてであります。

下記の者を広尾町農業委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

提案する方は、住所、広尾町字野塚13線66番地3、箕田俊也氏であります。昭和49年5月5日生まれであります。

次に、同意第6号であります。広尾町農業委員会委員の任命についてであります。

下記の者を広尾町農業委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

提案する方は、住所、広尾町字紋別15線32番地4、今村弘美氏であります。昭和26年11月28日生まれであります。

次に、同意第7号 広尾町農業委員会委員の任命についてであります。

下記の者を広尾町農業委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

提案する方は、住所、広尾町字紋別18線53番地6、目黒富夫氏であります。昭和27年9月1日生まれであります。

次に、同意第8号 広尾町農業委員会委員の任命についてであります。

下記の者を広尾町農業委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

提案する方は、住所、広尾町字野塚6線55番地、山本博行氏であります。昭和21年8月15日生まれであります。

次に、同意第9号 広尾町農業委員会委員の任命についてであります。

下記の者を広尾町農業委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

提案する方は、住所、広尾町字野塚14線9番地3、鯖江雅浩氏であります。昭和42年2月28日生まれであります。

次に、同意第10号であります。広尾町農業委員会委員の任命についてであります。

下記の者を広尾町農業委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

提案する方は、住所、広尾町字野塚3線31番地、齋藤美富氏であります。昭和49年4月3日生ま

れであります。

次に、同意第11号であります。広尾町農業委員会委員の任命についてであります。

下記の者を広尾町農業委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

提案する方は、住所、広尾町公園通南3丁目3番地32、永留幸子氏であります。昭和29年2月10日生まれであります。

永留氏につきましては、同条第6項、第7項の委員の任命に際し、委員会の所掌事務に利害関係を有していない者を含めること、さらには女性の登用についても配慮が求められていることから候補者としているところであります。

なお、今提案をいたしました方々の経歴につきましては、議案資料2ページの候補者名簿をごらんいただければというふうに思っているところであります。

以上、11件提案理由を申し上げました。

なお、現委員は今年の7月19日をもって第22期農業委員の任期満了となるものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でありますので、広尾町議会の運営に関する基準に基づき、質疑及び討論を省略します。

これより採決します。

初めに、同意第1号 広尾町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

次に、同意第2号 広尾町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

次に、同意第3号 広尾町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

次に、同意第4号 広尾町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

次に、同意第5号 広尾町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

次に、同意第6号 広尾町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

次に、同意第7号 広尾町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

次に、同意第8号 広尾町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

次に、同意第9号 広尾町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

次に、同意第10号 広尾町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

次に、同意第11号 広尾町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

◎日程第 2 5 議案第 3 1 号

1、議長（堀田） 日程第25、議案第31号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第31号 工事請負契約の締結についてであります。

工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事名が広尾下水終末処理場機器長寿命化工事であります。

契約額が5,659万2,000円であります。

契約の相手方は、札幌市中央区北7条西15丁目28番11号、水 i n g 株式会社北海道支店、支店長宮下雄喜であります。

工事の概要であります。

施工場所は、広尾下水終末処理場であります。処理場の機器更新工事でありまして、汚泥のかき寄せ機の更新一式であります。

予定工期は、議決後、平成30年2月28日までであります。

指名業者の状況であります。

水 i n g 株式会社北海道支店、新栄クリエイト株式会社、株式会社西原環境北海道支店の3社をもって入札を行いまして、落札率は96.3%であります。

以上、提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第31号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 6 議案第 3 2 号～日程第 2 7 議案第 3 3 号

1、議長（堀田） 日程第26、議案第32号 広尾町税条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第27、議案第33号 広尾町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第32号と議案第33号につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

今回の広尾町税条例及び広尾町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法が平成29年3月31日改正、公布されたことに伴い、本町条例の関連条文を改正するものであります。

また、広尾町都市計画税条例の改正につきましては、固定資産税と同じわがまち特例の項目新設と項目ずれに伴う修正などが主な改正内容となっております。

詳細につきましては担当課長から補足説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

西脇税務課長。

1、税務課長（西脇） それでは、議案第32号 広尾町税条例の一部を改正する条例と議案第33号 広尾町都市計画税条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

説明は、お配りしております議案資料の3ページから6ページ、広尾町税条例の一部改正及び広尾町都市計画税条例の一部改正の概要で説明させていただきます。

なお、新旧対照表をおつけしておりますけれども、こちらは改正内容に沿って条文の追加など文言整理を行うものでありますので、説明は省略させていただきます。

それでは、議案資料の3ページをごらん願います。

左のやや上のほうにローマ数字のⅠで広尾町税条例の一部改正分とあるところからごらんください。

初めに、その下の1、町民税関係であります。

まず1番目、（1）は、株式の配当など運用する指定した特定口座での配当所得等について、住民税が所得税と異なる課税方式で決定できる旨を明確化するというものであります。

その下、（2）であります。これは地方税法の改正で「控除対象配偶者」の定義づけが変わることに伴う規定の整備であります。

その下、（3）であります。肉牛を売却した際の所得の免税特例がありますけれども、これをさらに3年間延長するという改正であります。

続いて、その下、2とあります。固定資産税関係であります。

固定資産税関係の（１）であります。いわゆるわがまち特例の追加と廃止であります。わがまち特例につきましては、見出しのちょっと横に四角枠で囲ってお示しさせていただきました。この（１）の①であります。ちょっと字が込み入っておりますけれども、①とその以下につきましては、各種の保育事業を行う企業などに固定資産税の特例を適用するという新たな項目の規定であります。めくって次のページもごらんください。

4ページが一番上の項目についても同じ規定の類となっております。

さらに、その下の②の中ほど、アルファベットのbとありますけれども、こちらにつきましても同じ保育事業の特例であります。

そして、4ページ、そのまま②のほうであります。この②のアルファベットのaですけれども、こちらにつきましてはノンフロン関係の規定がこれまでありましたが、これを廃止するというもの、それから1つ飛びましてアルファベットのcでありますけれども、これは緑地を拡大するための緑化推進法人に係る特例を創設するというものであります。

その下参りまして、（２）であります。これは耐震改修を行った認定長期優良住宅が一定の基準を満たせば固定資産税の減額を行うとするものであります。

下のほうに参りまして、3の軽自動車税関係であります。

まず、（１）であります。

これは環境に配慮した車の税を軽減するグリーン化特例、今もやっておりますけれども、これを平成30年度、31年度にも延長し、燃費基準を高め、重点化を図るというものであります。

このまま下の5ページのほうをごらんください。

（２）とありますけれども、これにつきましては燃費不正の関係の対策を講ずるという改正を行うものであります。

その下、4、その他につきましては、軽自動車税関係で過去に制定された、平成26年と平成28年の一部改正条例を今からさかのぼって今回の改正と整合性がとれるように改正するものであります。

5とあります施行日であります。施行日は、公布の日から施行し平成29年4月1日から適用とするほか、部分的に別の施行日とするものであります。

最後、1枚めくっていただきまして、6ページをごらんください。

こちらローマ数字のⅡとして広尾町都市計画税条例の一部改正分とあるところであります。これにつきましては、（１）に記載しております地方税法附則の改正で固定資産税と同様のわがまち特例の項目が2項目新設となるため、それに伴う条文等を修正するものであります。

（２）、施行日であります。公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用とするものであります。

以上で、議案第32号と33号の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案2件に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。議案第32号 広尾町税条例の一部を改正する条例の制定についてと議案第33号 広尾町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括して討論、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第32号と議案第33号の2件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案2件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案2件は討論を省略します。

これより議案第32号 広尾町税条例の一部を改正する条例の制定についてと議案第33号 広尾町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括採決します。

お諮りします。本案2件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

◎日程第28 議案第34号

1、議長(堀田) 日程第28、議案第34号 広尾町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第34号 広尾町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、過疎地域自立促進特別措置法が改正され、平成29年3月31日公布されたことに伴い、本町条例で対応する文言を改正するものであります。

改正内容であります。お手元の議案資料39ページをお願いいたします。議案資料39ページの新旧対照表であります。

現行、改正にそれぞれ下線の引いてある部分が改正の内容であります。

本条例第1条に規定している固定資産税の課税特例を適用すべき業種のうち、現行の「情報通信技術利用事業」を法改正のとおり「農林水産物等販売業」に改めるとするものであります。これは地場産の農林水産物を直売したり、または加工調理して販売する事業を指すものであります。

議案に戻っていただきまして、45ページの附則であります。

公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するものであります。
以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

- 1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。
（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。
お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。
よって、本案は討論を省略します。
これより議案第34号 広尾町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第29 議案第35号

- 1、議長（堀田） 日程第29、議案第35号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。
村瀬町長、登壇願います。

- 1、町長（村瀬） 議案第35号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、所得が低い世帯への保険税軽減制度のうち、5割軽減、2割軽減の基準額を拡大するものであります。

詳細につきましては、担当課長から補足説明をいたさせますので、よろしくお願いいたします。

- 1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。
齊藤住民課長。

- 1、住民課長（齊藤） それでは、議案第35号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の条例の一部改正につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、改正を行うものであります。

議案資料の40ページをごらんいただきたいと思います。

今回所得が低い世帯への保険税軽減の拡大であります。国民健康保険税は、世帯の所得が一定の基準以下の場合、7割、5割、2割軽減されます。今回の改正では、5割軽減と2割軽減の基準を拡大するものであります。

40ページの下段の表をごらん願います。

5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきまして、被保険者に乗すべき金額を現行の「26万5千円」から「27万円」に引き上げ、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準におきまして、被保険者に乗すべき金額を現行の「48万円」から「49万円」に引き上げ、軽減措置の拡大を図るものであります。

次のページをお開きいただきたいと思います。

今回の改正によります試算を28年度と29年度で比較してお示ししております。試算につきましては、平成28年度の課税実績で平成29年3月31日現在の被保険者について試算をしてございます。

3つの表がございしますが、まず左側の表の基礎課税額（医療分）でございします。表の中段にありまして軽減の5割世帯、この数は28年度が164世帯であります、平成29年度では3世帯増えまして167世帯になると試算しております。2割世帯数は28年度が122世帯であります、29年度では1世帯増えまして123世帯と試算しております。軽減世帯全体では28年度が695世帯であります、29年度では699世帯になります。28年度は2割軽減の対象になっていた世帯が、今回の改正によりまして3世帯が5割軽減の対象になり、新たに4世帯が2割軽減の対象になると試算しております。

真ん中の表の後期高齢者支援金等課税額（支援分）では、表の中段ですが、軽減の5割世帯数は基礎課税額と同じ世帯数になっております。2割世帯につきましても、基礎課税額と同じ世帯数になっております。軽減世帯全体では基礎課税額と同じ世帯数になっておりまして、平成28年度が695世帯、平成29年度においても699世帯になっております。

右側の表の介護納付金課税額では、軽減の5割世帯は平成28年度が73世帯であります、29年度においても同数になると試算しております。2割世帯は28年度が42世帯であります、29年度では1世帯増えまして、43世帯と試算しております。今回の軽減世帯全体では、28年度が256世帯であります、29年度では257世帯になりますので、新たに1世帯が2割軽減の対象になると試算しております。

今回の保険税軽減の拡大によりまして、15万7,000円の減収になると試算しております。

資料42ページについては、新旧対照表となっております。説明を省略させていただきたいと思います。

以上、補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第35号 広尾町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第30 議案第36号

1、議長（堀田） 日程第30、議案第36号 広尾町保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第36号 広尾町保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本改正は、北海道の新規事業であります多子世帯の保育料軽減支援事業補助金を活用し、多子世帯についての負担軽減の拡大を図るものであります。

議案資料の43ページをお願いいたします。

概要が載せてございます。左側の改正部分の黒く太枠のところが改正の内容であります。

今回の多子世帯の保育料負担軽減であります。これまでは第2子の保育料は一律半額となっておりますが、改正後は保育料の階層区分としている市町村民税所得割の課税状況を条件に軽減するものであります。

また、第2子の項目1段目の市町村民税非課税世帯と2段目の3歳未満の児童と生計を一にしている世帯の市町村民税所得割が16万9,000円未満に該当する場合は、保育料を無料とするものであります。

附則といたしまして、公布の日から施行し、平成29年4月1日からさかのぼって適用するとともに、平成28年度以前の保育料の取り扱いについては従前の例によるものとしております。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

4 番、前崎議員。

1、4 番（前崎） この資料の43ページにそれぞれ多子世帯の保育料の軽減の内容が書いておりますけれども、それぞれ市町村民税非課税世帯、3歳未満の児童と生計を一にしている非課税以上16万9,000円未満という方たちが無料になるわけですが、平成29年度におけるこのランクに該当する世帯数は何世帯、何人になるのか、あわせて減額をされる保育料の額、これについてもご説明いただきたいと思います。

1、議長（堀田） 佐藤保健福祉課長補佐。

1、保健福祉課長補佐（佐藤） 今回の軽減によりまして第2子が無料になる対象は10名です。それによって保育料が83万8,000円減収となります。

以上です。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第36号 広尾町保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第31 議案第37号

1、議長（堀田） 日程第31、議案第37号 広尾町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第37号 広尾町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について提

案理由を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法施行令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、保護者の負担軽減措置を拡充し、子育てする世帯を支援することが目的であります。

お手元の議案資料46ページをお願いいたします。

1点目につきましては、第2階層である町民税の所得割が非課税となる世帯の第2子に係る保育料、現行は1,500円ですが、それを無料とするものであります。

2点目は、第3階層に属するひとり親世帯あるいは要保護世帯等に係る保育料、現行3,250円ですが、それを3,000円に引き下げるものであります。

附則といたしましては、本年度4月1日にさかのぼって適用するとともに、平成28年度以前の保育料の取り扱いにつきましては、なお従前の例によるものとしてあります。

以上、提案理由とさせていただきます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第37号 広尾町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第32 議案第38号～日程第35 議案第41号

1、議長（堀田） 日程第32、議案第38号 十勝環境複合事務組合理約の変更についてから日程第35、議案第41号 十勝圏複合事務組合理約の変更についての4件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第38号 十勝環境複合事務組合理約の変更についてから議案第41号 十勝圏複合事務組合理約の変更についてまで、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議案第38号についてであります。

十勝環境複合事務組合が行っているし尿処理が管内全市町村となったことを受け、これまで構成市町村が同一となった場合は組織の効率化に向け、統合などを進めてきた経過を踏まえ、十勝圏複合事務組合と十勝環境複合事務組合を統合し、効率的、効果的な広域連携の取り組みを進めようとするものであり、組合の解散があった場合に十勝圏複合事務組合が事務を承継するため、組合同規約の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第39号についてであります。十勝環境複合事務組合の解散についてであります。

本案は、平成30年3月31日をもって十勝環境複合事務組合を解散しようとするものであります。

次に、議案第40号についてであります。十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分についてであります。

本案は、十勝環境複合事務組合解散に際して当該組合が所有する一切の財産を十勝圏複合事務組合に帰属させようとするものであります。

次に、議案第41号 十勝圏複合事務組合同規約の変更についてであります。

本案については効率的、効果的な広域連携の取り組みを進めるため、十勝環境複合事務組合との統合を行うとともに、所要の整理を行うため、組合同規約の全部を改正しようとするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案4件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。議案第38号 十勝環境複合事務組合同規約の変更についてから議案第41号 十勝圏複合事務組合同規約の変更についてまでの4件を一括して討論、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第38号から議案第41号までの4件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案4件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案4件は討論を省略します。

これより議案第38号 十勝環境複合事務組合同規約の変更についてから議案第41号 十勝圏複合事務組合同規約の変更についてまでの4件を一括採決します。

お諮りします。本案4件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案4件は原案のとおり可決されました。

◎日程第36 議案第42号

1、議長（堀田） 日程第36、議案第42号 広尾町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第42号 広尾町過疎地域自立促進市町村計画の変更について提案理由を申し上げます。

本案は、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき策定した広尾町過疎地域自立促進市町村計画を変更するに当たり、北海道が定める当計画事務処理要領に基づき議会の議決を求めるものであります。

変更の理由といたしましては、第5次広尾町まちづくり推進総合計画第3期実施計画の策定に伴い、事業の追加、削除を行うものであり、既に北海道との事前協議が調っているところであります。

議決後は、総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣に提出する運びとなっているところであります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第42号 広尾町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第37 議案第43号～日程第44 議案第50号

1、議長（堀田） 日程第37、議案第43号 平成29年度広尾町一般会計補正予算（第2号）についてから日程第44、議案第50号 平成29年度広尾町水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの8件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第43号から議案第50号まで、一括して提案理由を申し上げます。

今回の補正の主な内容であります。4月1日付人事異動及び共済費の負担金率の変更に伴います人件費関係の所要の調整、整理を行ったものが主なものであります。

最初に、議案第43号についてであります。

本案は、平成29年度広尾町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,541万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を73億3,941万1,000円とするものであります。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

第2条は地方債の補正でありまして、地方債の変更を第2表でお示しをするものであります。

次に、71ページであります。

第2表、地方債補正の変更であります。

限度額の変更でありまして、辺地対策事業債につきまして事業費の変更に伴い限度額を変更するものであります。

町債の合計に40万円を追加し、6億5,790万円とするものであります。

なお、歳入歳出の詳細につきましては、総務課長より補足説明をいたさせます。

次に、72ページであります。

議案第44号の関係であります。

本案は、平成29年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものです。

第1条は、補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」によるものです。

次のページの歳出であります。

1款1項港湾管理費の減額であります。共済組合負担金率の変更に伴う減額であります。

4款1項予備費の追加につきましては、財源調整であります。

次、74ページの議案第45号についてであります。

本案は、平成29年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ554万1,000円を減額し、歳入歳出の総額を6,165万9,000円とするものであります。

第2項については、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

次のページの歳入歳出の補正の内容であります。

人事異動及び共済組合負担金率の変更に伴う整理であります。

次、77ページの議案第46号についてであります。

本案は、平成29年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ255万9,000円を減額し、歳入歳出の総額を4億9,534万1,000円とするものであります。

第2項については、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであるとします。

次のページの歳入歳出の補正内容であります。

人事異動及び共済組合負担金率の変更に伴う整理であります。

次、80ページの議案第47号についてであります。

本案は、平成29年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ561万8,000円を追加し、歳入歳出の総額を12億6,061万8,000円とするものであります。

第2項については、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであるとします。

次のページでありますが、歳入でありますが、一般会計からの繰入金を追加するものであります。

次に、歳出であります。

人事異動、共済費の負担金率の変更に伴う人件費関係の所要の整理及び国民健康保険税過年度還付金に50万円を追加するものであります。

次に、議案書の83ページの議案第48号についてであります。

本案は、平成29年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ523万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を7億1,923万2,000円とするものであります。

第2項については、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであるとします。

次のページであります。

歳入でありますが、人事異動及び共済費の負担金率の変更に伴う人件費関係の所要の整理及び看護実習生の受け入れ謝礼金を追加するものであります。

次のページの歳出でありますが、人事異動及び共済組合負担金率の変更に伴う整理であります。

次、議案の86ページの議案第49号についてであります。

本案は、平成29年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ297万3,000円を減額し、総額を2億5,702万7,000円とするものであります。

第2項については、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであるとします。

次のページでありますが、歳入歳出の補正内容でありますが、人事異動及び共済組合負担金率の変更に伴う整理であります。

続きまして、議案第50号についてであります。

第1条は、平成29年度広尾町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものであるものとす。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入で第1款第2項営業外収益に255万5,000円を追加するものであります。

次に、支出であります。

第1款第1項営業費用に5万5,000円を追加するものであります。

第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。

職員給与費でありまして、5万5,000円を追加するものであります。補正の内容であります、人事異動、共済費の負担金率の変更に伴う人件費関係の所要の整理であります。

以上で、議案第43号から議案第50号までの補正予算について提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本案8件は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案8件は、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定しました。

ここで、本委員会の委員長、副委員長を互選するため、予算審査特別委員会の開催を願います。委員会条例第9条第2項の規定により、年長であります星加廣保議員に臨時委員長をお願いします。本会議を休憩します。

午後 1時53分 休憩

午後 1時58分 再開

再開します。

諸般の報告をします。先ほど設置されました予算審査特別委員会が休憩中に開催され、正副委員長の互選がなされた旨通知がありましたので、報告します。

委員長には渡辺富久馬議員、副委員長には小田英勝議員が互選されました。

以上で、報告を終わります。

◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

あす9日は午前10時から本会議を開きます。なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承ください。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 1時58分